

住民票の請求について

住民基本台帳の写しの交付（住民票）については、戸籍と異なり直系であっても交付出来ない場合もありますので、申請の際にはご注意ください。

(1) 請求の理由を示すことなく請求出来る方

①住民票に記載されている方（本人）

②住民票に記載されている方と同一世帯である方（別世帯の親子は不可）

※同居人などの他人であっても同一世帯であれば請求することが出来ます。

(2) 請求の理由を明確にすれば請求出来る方

①自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために、住民票の記載事項を確認するにつき正当な理由がある場合

（下記は一例となります。また、他の事例においても請求出来ることがあります。）

ア．債権者が債権の回収のために債務者本人の住民票の写し等を取得する場合

イ．債権者が債務履行のために債務者本人の住民票の写し等を取得する場合

ウ．相続手続や訴訟手続などについて法令に基づく必要書類として取得する場合

【注意】同一世帯でない親族が権利を行使等のため行う場合は、上記に該当します。

※権利または義務の具体的な内容の記載及びそれを証明する書類等の提示または写しの添付

(3) 国または地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために必要な場合

(4) 弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士が受任している事件・事務に関する業務を遂行する場合

(5) 請求者の代理人または使者である場合

①代理人の場合…本人等からの委任状の提出及び代理人の本人確認

②使者の場合 …請求者《(1)に該当する方》が自署した請求書を持参し、使者に住民票の受領を委任した書面の提出及び使者の本人確認

※委任状は作成から3ヶ月以内のものに限る。

※原則として委任状は提出する。

※委任者の直筆の署名がない場合（パソコン等による作成されたもの）は、委任行為に疑義が残るため原則として応じられない。または、本人の作成の有無を確認する。

③未成年後見人または成年後見人が被後見人の戸籍を請求する場合

登記事項証明書の提示（原本に限る）